

公布された条例のあらまし

◇公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日等

- (1) 平成二十八年六月二十三日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。